

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第3回神崎町・大河内町合併協議会 新町名称・庁舎等検討小委員会会議録

開会日時 平成16年 6 月24日（木） 午後 1 時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎
会議室

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会小委員会委員名簿

小委員会（新町名称・庁舎等検討小委員会）

協議会委員関係分

	氏 名	出 欠
1	松 原 博 興	出
2	正 城 眞佐子	出
3	藤 原 昇	欠
4	竹 國 洋 子	出
5	生 田 良 昭	出
6	足 立 高 正	出
7	立 石 富 章	出
8	中 塚 義 之	出
9	小 寺 義 裕	出
1 0	多 田 昌	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会新町名称・庁舎等検討小委員会	
開催日時	平成１６年　６月２４日（木） 開会　１３時３０分 閉会　１６時３４分	
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎会議室	
議長氏名	立石富章	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	１　議題 （１）新町名称継続事項について 選定基準について 選定方法について 小委員会と別の選定組織の設定について 名称選定に係る「名付け親賞」等の懸賞制度について （２）庁舎等事務所の位置について （３）次回小委員会の開催日程について	２　会議結果
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	皆さん、こんにちは。 第3回の新町名称・庁舎等検討委員会をご案内申し上げましたところ、皆様方には大変ご多忙の中をお繰り合わせご出席いただきまして、大変ありがとうございます。 早速でございますが、立石委員長さんから初めに当たりごあいさつをいただきます。
立石（委員長）	皆さん、こんにちは。 平日でそれぞれお仕事もある中、第3回の委員会、現在1人おいでになっておりませんが、出席をいただきましてまことにありがとうございます。 また、毎回たくさんの関心のある傍聴の皆さん、大変ご苦労さんでございます。ありがとうございます。 さて、本日の検討会は、第2回の委員会をもって新町名称について保留をいたしておりました具体的項目の検討をしていただきます。でき得るならば、本日の協議で結論づけを行いまして、次回の協議会に成案の上、提案できたらなど実は考えておるところでございます。どうぞひとつ精力的にご協議をいただきますようお願いを申し上げます。 また、前回の委員会で委員各位からのご意見をお願いをいたしておりました庁舎位置と庁舎の配置問題につきましても、本日はさらに議論を深めてまいりたい。これも時間の許す限りの話でございまして、一歩突っ込んだ話に今日から入っていきたい、このような思いでそれなりに事務局にもお願いして資料の提示等お願いしておるところでございます。 開会に先立ちまして一言お願いを申し上げます。よろしくお願いします。
内藤（事務局長）	ありがとうございました。 本日の会議につきましては、藤原昇委員さんから欠席というご連絡をいただいておりますので、ここでご報告を申し上げます。 それでは、委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。
立石（委員長）	それでは、小委員会規程の定めによりまして、ただいまから会議を始めさせていただきます。 本日、ただいま報告のとおり、1名の欠席でございますが、委員10名中9名の出席を得ておりますので、定足数に達しております。よって、本日の会議は成立をいたしておりますので、ご報告申し上げます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	また、本日も正・副会長、町側からもそれぞれの担当の方、多数出席をいただいております。 なお、今回につきましても、会議録作成の関係で、ご発言の際には町名とお名前を告げてご発言いただきますようお願いを申し上げます。 それでは、次第書に上げております新町名称の継続事項から協議をいただきますが、その前に最初に本日の協議の進め方について説明を申し上げます。 本日の協議につきましては、お手元の配付の次第書のとおりではございますが、まず第2回目の協議で決定並びに確認をいただきました項目につきまして、再確認の意味で事務局から説明をしていただきます。その後、具体的な検討に入らせていただきます。 あらかじめお願いを申し上げておきますが、正・副会長を初め行政側の皆さんは、私たちの協議が進む中で参考意見や不適当な部分がありましたら、これへの指摘あるいはこれだけは何とかご理解願いたいというような事柄がございましたら、どうぞ遠慮なく申し出て発言してもらって結構かと思えます。これへのご意見、我々として真摯に受けとめたいと、このように考えております。 それでは、新町名称の前回の決定事項について、事務局、報告をお願いします。 それでは、大変ご苦労さまです。 それでは、前回の5月18日の小委員会の際に決まりました事項ということで、本日お手元に配付をさせていただいております次第書、1枚おめくりいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。 こちらの方に、新町の名称を今後募集していく際の実施要領の案というたたき台を作らせていただいております。最終的には、このたたき台を両町の住民の皆様方にチラシ等でお知らせをして名称を募集していくという一つの要領でございます。 一つずつご説明させていただきたいと思えます。 まず、1点目の募集の範囲。これにつきましては、神崎町・大河内町に住所を有する者から公募をするという形で決定をいたしております。 この中には、両町の出身者並びに両町間に勤務を、また通学をする者、そういった声も一部ございましたけれども、現実に住所を有する者から公募をするという形に決定をいたしてございます。 そして、年齢等につきましては、特に定めないというところでござ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	います。 2点目の募集の周知の方法でございます。これにつきましては、合併協議会で発行いたしております広報誌、合併協議会だより、それから神崎・大河内で発行いたしております通常の町の広報誌、それからホームページ、神戸新聞等の新聞紙上、またこの新町名称の単独のチラシといったもの等で周知を行うということで、ご了承いただいております。 3点目の公募の期間でありますけれども、こちらの方につきましては、前回のときにもご報告、またご協議いただきましたように、合併の目標期日、こういったものとの整合性がございますので、現在のところはこのような状況で空白で、委員長の報告にもございましたように、最終的に合併の最終の申請を行うまでには何とか方向性を見出したいというところの確認でとどまっておりますと思います。 4点目の新町の名称に係ります応募していただく方法ですけれども、まずこの新町名称に係ります応募の用紙を協議会の方で作りまして、それを配布をするという一つの応募用紙、それからファクス、Eメール、封書、はがき、ホームページ、こういったある程度使えるものを使って応募の方法をとるということで確認をいただいております。 5点目の応募の条件ですけれども、応募は1人2点まで応募できますよということで決定をいただいております。 なお、同一人の同一名称は1点として取り扱うことにするというところで確認をいただいております。 6点目の応募に関する記載の内容ですけれども、新町の名称につきましては、漢字、ひらがな、カタカナという格好で応募していただくと。特に、漢字につきましては必ず振り仮名をつけていただくというところでございます。 そして2点目に、その名称をつけられた理由、これを明記いただく。 そして、住所、氏名、年齢、電話番号という形で応募用紙等に記載をいただくということで確認をいただいております。 それから、7点目の選定基準並びに8番目の選定方法につきましては、本日の協議事項ということで前回は保留になっておるところでございます。 9点目の公表につきましてはですけれども、まず新町の名称の関係、当小委員会でのある程度の決定時点ということで、選定方法との関連

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	もごさいますけれども、ほぼ固まれば中間報告を行い、最終的には合併協議会の方で最終決定をするという形にいたしております。そして、両町並びに対外的に公表するというところでございます。 その公表の方法につきましては、先ほどの周知と同様に使えるメディア等を使ってすべて発表するという形にいたしておるところでございます。 それから１０点目に、その他ということで５点ほど上げさせていただいております。 まず、応募いただいた名称に関するすべての権利につきましては、合併協議会及び新町に帰属するものとするということで、確認をいただいております。 ２つ目に、応募された作品については、その趣旨を損なわない範囲におきまして変更することができるものとするということで、ご了承いただいております。 ３点目以降は、少し事務局の方でつけ加えをさせていただいておりますけれども、通常よく使われるケースなんですけれども、応募作品の返却について、また４点目には無効の場合の記載、そして最終、５点目には、同一名称の応募数の多少は候補選定や新町名称決定に影響を及ぼさないものといたしますという形に、その他で上げさせていただいております。 以上が前回５月１８日に新町名称の募集に係ります一つずつ項目をつぶしていただきました確定事項というふうに、本日記載させていただいております。 以上でございます。 ありがとうございました。 委員の皆さん方、ただいまの事務局の報告につきまして、本当に細かい部分は抜きにした基本的な事項の報告にとどめておりますけれども、特にご異議ございませんか。 ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ないようであります。
小寺委員	それでは、早速、前回……、どうぞ。
立石（委員長）	応募先があったように思うんやけど、応募先、応募先、これ前に応募先これに書いてあるんやけど。
立石（委員長）	今ちょっと注釈つけましたように、細かい部分についてははっきりと言っておりませんが、基本的なことだけ今報告していただいたと。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	今、ご指摘のあった件につきましては、成案されて本協議会に出す段階では必ずそういった具体的なものも記載の上という話、いたしております。 事務局、それでよろしいですか。 そういうことでございますので、ひとつご了解をいただきたいと思っております。 それでは、早速前回積み残しの検討項目に入っていきたいと思っております。 まず、選定基準の内容についてでございますが、事務所で文言整理を行っていておりますので、事務局の方からこの案について説明をいただきたいと思っております。 事務局。 それでは、ご説明申し上げます。 お手元資料、少し見にくいんですけど、3ページの方に本日の協議資料ということで、まず選定基準というところで前回の中でいろいろご意見いただいたものを少しまとめさせていただいております。 内容につきましては、旧案、新案という形、この表現が正しいかどうかわかりませんが、前回お出ししましたものが旧の方でございます。 まず、旧の方、7点ほど読み上げさせていただきます。 まず、現在の両町の名称を使用する名称であること。これがまず1点でございます。 2点目に、現在の町名の名称を使用しない名称。これが2点目。 3点目が、両町が地理的にイメージできる名称であること。 4点目に、両町の特徴をあらわしている名称であること。 5点目に、両町の歴史・文化にちなんだ名称であること。 6点目に、合併を記念した名称。 7点目に、それらを含めたその他新町としてふさわしい名称であることということで、こちらの方から選定基準の項目として掲載をさせていただき、当委員会の中でいろいろご議論をいただきます。 そして、いろいろ意見をいただく中のものを少しまとめ上げたものが、新案というところで掲載をさせていただいております。これらをご提案して、またご意見を賜ればというふうに思っております。 まず1点目に、現在の神崎町・大河内町という名称を使用しない名称であること。 2点目に、両町が地理的にイメージできる名称であること。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	3点目に、両町の特徴をあらわしている名称であること。 4点目に、両町の歴史・文化にちなんだ名称であること。 5点目に、合併を記念した名称。 そして6点目には、新町として希望が持て、発展を願う名称であることということで、入れさせていただいております。 そして7点目には、その他新町としてふさわしい名称であることという形で上げさせていただいております。 そして、特にその下の方に米印で上げておりますけれども、現在の両町の町名を使わないという選定基準を設けておる際にも、下の方のいわゆる地理的イメージまた歴史・文化、そういったところから従来旧町の名前の根拠になることが出てまいる可能性がございます。ですから、そういったところで、少し注意書きを書かせていただいておりますけれども、いかなる理由がございまして現在の現行の町名は使用しないということでいくのかどうか、そのあたりもひとつご協議の対象にしていただければというふうに思います。 以上でございます。 ありがとうございます。 ただいま事務局の説明がございました。 この件につきましては、第2回目の委員会でそれぞれお一人ずつご意見をちょうだいし、その結果、提案された内容についてもう少し整理をして、再度提出して検討しようじゃないかということになってございます。したがって、本日のところは、このことについて一人一人のご意見を伺うというのはいたしません、前回のお話のとおり整理されたものがこういう形で再度提案されております。この内容につきまして、皆さんからご意見がございましたら、自由にひとつ発表していただきたい、このように思います。
多田委員	どうぞ。 神崎町、多田です。 1点確認なんですけど、例えば朝来郡が合併するときに朝来という名前は、名称は使用しないというふうなことで募集したんです。しかし、結局、結果的には朝来郡というものを引き継いだ形での朝来市という名称が先ごろから決定しております。本件の場合、本協議会で、この場合は神崎郡を引き継いだ名前で神崎町も該当しないということの理解になるんでしょうか。
立石（委員長） 小寺委員	これ、私が答えるわけにいかんし、これは事務局がですね。 いかへん、そらあかんわ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員 立石（委員長） 小寺委員 立石（委員長） 多田委員 立石（委員長）	皆さんの意見で、そういう確認で、そういう、皆さんにいきましようやということやったということで。 どうぞ。 大河内、小寺ですけども、この下に今書いってやね、前回の5月18日の会、第2小委員会のとこの中で、わざわざ事務局がここ気いつけて書いてくれたんやけども、現在の町名というのは大河内、神崎なんですね。それで、歴史とかなんかという神崎郡の神崎が出てくるおそれがある。それから、歴史からいうと、大河内の里とかということで大河内が出てくるといこと、可能性はあるんやけども、この次に書いてあるように、いかなる理由があっても現行の町名は使用しないということで、この委員会で確認をすれば、大河内、神崎というのは何ぼ出てきても、歴史的にそういうこととか神崎郡の中の神崎ということで、それでも使用しないというふうになるんで、これを認めるか認めへんかよ。 どうぞ。 多田です。 今、小寺委員とのちょっと意味は違うんですけど、私は大河内という名前は実際無理だと。しかし、神崎郡を引き継いだ神崎町ということでも可能なんかどうかということなんです。それだけ確認を。 これは私の比較的2回目で受けた感じで申し上げるんですが、あのときの議論によりますと、大河内、神崎という名前は使わないという一つはかなり厳しい決めつけというんでしょうか、そういう約束がなされたという思いはしとんですが。 事務局の方もそのことを重要視した上で、いかなる理由があっても現行の町名は使用しない。すなわち、現神崎町、我々は神崎郡を構成する町であるということ。神崎郡であろうと神崎町と書こうと、漢字の上は一緒でございまして、そこらの判断が非常に難しいとこなんです。委員さんからの確認をしるということがございますんで、この委員会でひとつ確認だけ、確認しておきたいと思います。 今、多田委員から発言のありました件でも、現町名は使わないという一つの原則を作っとんですが、現町名と神崎郡という大きな枠組みで見た名称という話でございまして、この件につきまして、皆さんどのように思われますか。2回目で一応そこまで押さえはしてなかったけども、その原則でどうや、ということなのか。特に、ちょっと時間費やしますんで、その件について皆さんご意見をお願いします。 どうぞ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	前回そういうことになっておりますけど、会議録に載ってなかったんで、ちょっと確認に自分も見ようたんですけれども、9名のうち、たしか2名までは、7名か、7名で使用しないということで決定したと私は思うとったんですけどね。また、神崎郡という大きなくくりの中からということで今発言があったんですけれども、そうすりゃまた前へいきよったやつがまたもう一回もとへ戻ったりして、何か今委員長もおっしゃったように同じ漢字ですからね、だから何ぼ理由つけても、それは私は使用しないということで前回決めとんですから、だと思っんですけどね。ほかの委員さんはそれでもということでしたら、またお話を聞きたいと思っんですけれども、前回は使用しないという案が多数だったと思っんですけど、それをまた聞き直すということで。
立石（委員長）	はい。
多田委員	多田です。私が申し上げるのは、そないするんでなしに、前例として朝来市がそういう例がありますので、混乱をしてはいけないという意味から、名称のために合併協議会を中止したというふうな例もありますので、朝来市の、朝来市の場合。そういうことのないようにという確認の意味で申し上げたことでございます。
立石（委員長）	じゃ、2回目のときに、確かにほとんどの方が現町名は使わないということで決定しておりまして、私自身もそういう思いであります。そういう認識でありますので、一つのレアケースとしてそんな場合はということなんですが。 第2回目でご決定いただいたとおり、この原則を貫いていったらいいんじゃないかと、こういうふうにまとめたいと思いますが、それでご異議ございませんか。 ご異議ございませんか。 どうぞ。
中塚（副委員長）	異議はありませんけど、その新案の表し方を改めたほうがいいと思いますね。現在の神崎町、大河内町を使用しないということを現在の町の名前の神崎、大河内を使用しないというふうにあらわした方がわかりやすいと思います。
立石（委員長）	先ほどの件は、そういうことで第2回目の決定いただいた原則どおりでいくと。今、実際、今度新案の選定基準のご意見があったんですが、これは事務局、そういうことでございますんで、それこそ文言整理の部分であると思います。したがって、そういうふうにちょっとまた訂正をしていただいたらなと思います。そういうレベルの話でよろしいな。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員	はい。
立石（委員長）	ほかに案についてご意見ございませんか。
	特にありませんですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございました。
	それでは、一応この細かいご意見、議論は２回目に済んでおりますので、一応文言の整理ということで再度諮るということでございましたんで、今１点指摘がございましたことも考慮していただきながら、本案について委員会としてこれでいこうという格好でまとめさせていただきたいと思いますが、これでご異議ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございます。
	それでは、選定基準の積み残しの分は、以上のようなまとめで協議会に諮ってまいりたい、このように思います。 それから、本日の一番大きな検討項目になるわけなんです、いわゆる応募をいただいた町名について、どういう方法で選定したらいいか、この件が実は保留になっております。したがって、第２回目のときにもう少し案を検討、用意をして再度諮ってくれないかというお願いをいたしておりました。 そこで、その案ができ上がっておるようでございますから、事務局の方から一応説明をお願いします。
浅田（事務局）	それではまず、説明に入ります前に、別添で隣の多可郡中・加美・八千代の合併協議会の資料がございましたので、それを少しプリントアウトさせていただいて、そちらの方を少し参考にさせていただきながら、ご検討いただければというふうに思います。 実は、この神崎町の隣の多可郡の中・加美・八千代の３町では名称の５つの候補が決まっております。こちらの方にも先ほどと同じように旧の中・加美・八千代と、本当にすばらしい名前だと思うんですけども、そういった名前が使われていないということなのかなというふうに、まず１点理解いたしております。 そして、この「はりま（播磨）」という名前がつく以上、その周辺の市町村に確認をとる必要がございますので、こちらの神崎・大河内の合併協議会の方にも、現在この３町でされとる中で名前が「はりま（播磨）」という名前がつくけれどもいいかという問い合わせなどもございました。そういったことで、名前一つにつきましてもいろいろ近隣市町村とのいろんな整合性というものが出てまいります。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	こちらの方では、実は4月15日から1カ月間の期間で新町の名称を募集されております。 そして、応募総数が1,162点、内訳はそこにございますように、中509、加美390、八千代232という形で1,131点、そして無効が31点ございました。 そして、応募の種類ということで、同じような名称の関係があったと思うんですけども、560の種類がございまして、こちらの方も名称は違うんですけども、委員会を設置をされております。そして、委員会でこの第1次選考、そして第2次選考という形で進められておりまして、5つの候補まで絞られておるところでございます。 そして、その選考に当たる方法なんですけれども、真ん中ぐらいに少し書いておりますように、協議方式、投票方式、そしていずれかの併用方式というふうなことでいろいろ検討なされております。そして、協議で決めるのは時間もかかり大変困難ですよというふうなことから、投票で決するというふうなことが書かれておるところでございます。 そして、その投票だけで、投票の上位だけで選ぶのはだめですよ、少数意見も尊重したものを取り入れたい、そういうふうな併用方式を併用されて、5月30日の合併協議会で、これらの地域の住民の皆さんの意見を聞きながら、名称を決めていくということが委員会の方で確認をなされております。 そして、協議会の方では、最終的にその5つの作品を下記のような形で選ぶと、3作品を選び、またその中から2つを選んで、最終的に決めていくというふうな方向をとられております。 このあたりを当協議会の小委員会の方も少しご参考にいただきながら、小委員会での名称の検討のあり方という部分を協議いただければというふうに思います。 いずれにいたしましても、小委員会で最終何点かを絞り込んだ後、最終的には協議会に提案をして、その中で決めていただくという形になっておりますので、その辺ひとつよろしくお願いしたいと思います。 それでは、資料、先ほどの3ページの方の選定方法というところで、委員長の報告にもございましたように、前回お出しした部分から若干保留ということでこちらの方に書かせていただいております。 まず、新案の方を朗読させていただきたいと思います。 選定基準につきましては、合併協議会において最終的に選定をいた

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	します。ただし、当委員会に付託をされておりますこの名称につきましては、ある程度の絞り込みを行っていきますというところでございます。 まず、第１次選考で、従来は各委員さんが２点を推薦し、集計の上、上位３点を選定するというふうにしておりましたが、まずこちら新案の方では第１次選考で各委員さんが３点、１０名いらっしゃるしますので３０点まず選んでいただきます。そして、どうしても、先ほどの加美、３町の合併協と同じように捨てがたい応募作品、少数意見ながらあるようなものがあるという判断がされれば、プラス２点を絞り込むということで、第１次選考で３２点絞り込みますよという形にさせていただきます。 そして、それから第２次選考という形で、第１次選考の選ばれた候補の中から各委員が１点ずつをさらに推薦をし、集計結果を参考に協議により決定していくという形にさせていただきます。 そして、その協議をしていただく中で１０点を絞り込んだ中を、またさらに何点か、５点とか６点到り込んで、それを協議会に出すのか、もしくは２次選考でとまったものをそのまま協議会の方に提案するのか、そのあたりはご協議いただければと思います。 それから、あと２点こちらの方からお願いといたしますが、前回、委員さんの中から出ておりました意見といたしまして、当委員会とは別に名称の選定を行う組織を設けるか否かというお話が出ておったかと思いますが、そのあたりにつきましてもご協議いただければというふうに思います。前回では結論は出ていないと思います。 それからもう一点、他の合併協でもよく使われてといたしますが、されておるんですけれども、名称の応募者の方に、最終的に選ばれた方に名付け親賞とか名付け親大賞とかといった形でいろんな賞品をいたしますか、懸賞を出されておる協議会がたくさんございますので、そのあたりの取扱いをどのようにするのかということもあわせて、この選定方法とからめてご協議いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。 事務局の説明が終わりました。 ここで、皆さんからのいろいろとご意見を伺いたと思います。 実は、これ選考の仕方、今事務局からちょっと触れましたように、まずポイントが１つはあると思います。先進町の例に倣って、１次選考あるいは２次選考まで小委員会がふるいにかけて絞り込みをや

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺委員	って協議会に図るという方法と、ここにもちょっと上げておりますように、選考の委員会は全然別のものを組織するという２つの考え方があると思うんですね。 まず、これを先に片づけてから入っていきたいと思います。皆様のご意見を伺いたいと思います。 何か、特にございませんか。 どうぞ。 大河内、小寺義裕。 別の委員会は必要ないと思う。新町名称・庁舎検討委員会ということで、２つのことを決めるためにこの小委員会を作っとるわけやから、そのうちの一つの新町名称の応募条件等だけ決めるのであれば、新町の名称検討委員会の１０割の中のうちの２割もないぐらいね。やっぱりある程度のことで名称を絞り込むという作業をやはりこの委員会でやるというのが非常に大切だと思うし、ましてほかの委員会ということになりますと、また経費的にもやはり無料というわけにもいきませんということもありますんで、私はこの小委員会で決定をすべきだと思います。
立石（委員長）	ありがとうございました。 ほかにご意見ございませんか。
正城委員	どうぞ、正城委員。 大河内の正城です。
立石（委員長）	私も小寺委員と全く同じ意見です。だから、第２次選考の方もやはり何点かに絞って、小委員会で絞って、そして合併協議会に上げるべきだと思います。
多田委員	ありがとうございます。 ほかにご意見。 多田委員。 神崎町の多田です。
立石（委員長）	現在、別の組織という意味でなしに、やはり学識者の意見をただ聞く必要もあるんじゃないかなという意見があったように思うんですけども、そういう中でこういうことで別の選定組織という形で出てきたんじゃないかなということで、理解したんですけども、基本的には小委員会で対応したいと思います。 ほかに。 ご意見ございませんか。 どうぞ、松原委員。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員 立石（委員長） 竹國委員 立石（委員長） 足立委員 立石（委員長）	松原博興です。 歴史的な、例えば名称とかありますよね。そういうときには、だれか相談相手をしていただいたら結構だと思いますけども、最終的には今ぐらいのところで、我々で検討したらいいんじゃないかなと思っております。 竹國さん、いかがでしょうか。 それがいいと思います。 足立さん。 特には。 ああ、そうですか。ありがとうございます。
立石（委員長）	それでは、ただいまのご意見をまとめてみますと、２回目にも多分そういう話が一部ございました。しかしながら、今松原さんおっしゃったように、学識経験者に特殊な部分でご意見を伺うというようなことも場合によっては必要であろうと。それは臨機応変にやっていったらいい話でございまして、この委員会といたしましては、一応この委員会の大きな役目として１次選考、２次選考で絞り込みを行っていくという方針をここで確認させていただきます。それでご異議ございませんね。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ありがとうございます。 それでは次に、ここに挙げてくれてます具体的な例ですね、１次選考で１人持ち点３で、第１次選考で３２点絞り込むという具体的な例を書いてくれてます。このことについて、ご意見がありましたらどうぞ。
小寺委員	どうぞ、小寺委員さん。 大河内、小寺義裕。 これ、１人で最大３点で１０名ということにしとんやけども、別々の人が同じ名前を選出するおそれがあるわけね。そうすると、これ機械的に３０点プラス２点になるというけども、１０人がみんな違うやつを３つずつ選べば、それは３０点が出てくるけども、多分出てくるものについては、これは非常にいいというふうなものは大体同じように思う可能性があるわけですね。そうすると、３点選んだんやけど、僕が３点選んだ、そしたら今度多田委員さんが３点選んだ、そのうちの２つが一緒やったら、これは３点出てこんわけね。そういう可能性であるんですね。そうやから、これ最大３点でいっても３０点はちょっと無理というように私は思うんですけども、それを作られた段階

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	で事務局さんがどのように考えておられたんか、ちょっとご説明をしてください。
浅田（事務局）	事務局、これは先ほどおっしゃったことなんで、この考え方、当然質問があれば、説明してください。
立石（委員長）	ちょっと参考事例という書き方がおかしいと思うんですけども、上の方に書かせていただいておりますように、第１次選考で各委員が３点以内を推薦するという形にいたしております。これもあくまでも案でございますので、そういったところからこの第１次選考も先ほど小寺委員さんの方からご意見がございましたように、３２点、これが最大ですけども、当然、以内という形になってまいりますので、３２点以内という形にすればどうかなというふうに思います。 また、その３点という根拠につきましては特に何ら根拠的なものはございません。これが４点、５点に、当委員会ではお決めになったらその点数でできればというふうに思いますけれども、以上です。
立石（委員長）	今、第１次選考の重なりぐあいについて説明をいただきました。ご了解いただけましたですか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございます。 ほかに何かご意見は。
	生田委員。
生田委員	今、小寺委員さんの話の逆になれば、それ以外の作品の中から２点を選ぶようなことが出てこないような感じです。というのは、重なるやつというのが出てくるということは、皆さんがそれがいいと思って投票する。そうすると、それ以外に残った中から２点を選ぶようなことが果たして起きるんかどうかということなんですね。だけえ、そりゃあ小寺委員さんが言われたんもわかりますし、そういうことになるだろうと思いますけども、逆に言うたらその他の２点というのを選びにくいような感じになってくるさかいに、わずか１５点しか集まらんなら、もう２点ぐらい入れようかという話になるかもしれません。そういうなんで使うんやったらなんやけど、逆に考えたらあとの２点というのは、これはほかすにもったいないような意見は出にくいかも。同じ意見が、同じ名前が投票が多いかったら。
立石（委員長）	だから、ちょっとルール違反のやりとりになるけども、いわゆるいうたら何か圧力によって、委員以外の圧力によってこれも含まんかいというような話も含まれるんかどうか、そこらも懸念材料となるわ。
生田委員	だけど、同じ名前が出たってそれは仕方ないんだと。あとの２点は

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	選ぶんじゃないか。何かそのちょっと引かかる。まあ、それはいいですね、捨てがたいというのはあると思いますんで。
浅田（事務局）	だから、これを２点追加したというのはどういう意味があって、事例がどういうことなのか、ちょっと事務局、説明して。
	先ほどおっしゃるとおりなんですけども、これも他の協議会で少数意見というものを、やはり最終的には得票数の高いものになっておるところが多いんですけれども、最終２点とか３点の絞り込みに至る経緯の中で、やはりどうしても少数意見の中で先ほど松原委員さんが言われましたような歴史的、また文化的によく考えられて、どうしても委員会の中で捨てがたい名前が仮に浮上してきた場合に、それを何とかのっけていくというふうなところがございましたので、私どももこういう形でちょっと協議いただきまして、もしそういうものが必要だということであれば、当然その文言は削除してしまえば済みますし、そういう貴重な少数意見を何とかカバーできるという文言も残していく必要があるのかなという意味から、少し明記させていただきました。
立石（委員長）	以上です。
生田委員	わかりました。
	私は別に、それは付け加えたいことはあると思いますんで、それはいいですけど、逆の考え方があるんじゃないかな。
立石（委員長）	私の方から１点尋ねるんやけど、こういう例があると思うんやけど、１人持ち点３で、１、２、３、ええ名前など、こう選出しましたら、４番目にこれもええなというような思いのやつが仮にあるとして、ほんなら１０人の皆さんの中で、わしもそう思うのやというのが何ぽか出てきたら、そういうのんも考慮に入ると、こういうふうに解釈できるわけや。こういう意味には使われへんわけか。
生田委員	プラス２点はね。
立石（委員長）	ああああ、プラス２点の中ということで。４点目に入ったやつは、まあまあ五、六人までこれええと言うて出したやつで、そういうなんも救済措置になるんかどうか。 そこまで考えてるんやというような形で、ここでみんなに考えてもうたら。 どうぞ。
浅田（事務局）	今委員長が言われましたように、私どもはそこまで深くは、逆の意味も含めて考えておりません。 以上です。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	ですから、当委員会でそのあたりを詰めていただけたら、いいかと思います。 そんなに深く意味はないということなんでございますが、あくまでも1人持ち点3点でいてまうのか、ほかにすばらしい4番目の候補で何とか拾い上げた方がええぞというんやったら、この2点を、なるんか3点になるんか知りませんが、そこらの考え方は皆さんひとつ意見聞かせてもうてね、こういうことを含めて残すというんやったら結構です。
小寺委員	小寺委員。 小寺ですけど、これの文言だと思うんですね。「協議により、それ以外の作品の中から2点以内をさらに選定することができる」とする、何かもうちょっとわかりにくいんやけども、この前の委員会のときに、浜坂町と温泉町のことで、そのところは「さらに協議により2点以内を選定することができる」ということは、30点なら30点出たと仮定したら、それから捨てがたいのが、どうしてもというのがあった場合には、1点入れてもええし、ない場合は入れんかてええというのがここに書いてありますね。うちの今のこの新案がちょっともう一つ何か解釈がわかりにくいような気がするんですね、私とすれば、必ず2点は入れるべきということに決定をせんと、浜坂さんみたいに「協議により2点以内を選定することができる」と、そやからない場合は入れる必要がないというような方がいいんじゃないかと私は思うんですけど。
立石（委員長） 生田委員	ほかにご意見ございませんか。 それから、大河内の生田ですけど、3点以内でしたら、私がこれだというて決めたら1点でもいいということになるからね。だから、その辺のことも了解されるのか。いや、3点、とりあえず3点選ぶか、選べへんか、その辺のこともある。
立石（委員長） 正城委員	どうぞ。 済いません、大河内の正城です。 私はとりあえず一応3点以内を選考して、ほしたら重なり合うでしょ、これがいいとかというのがね。だから、議論してまた2点ぐらいは追加で入れるというふうなことでいいんじゃないかと思うんです。どうせ、重なって32点も、30点もならないと思いますからね。それでまた、皆さんで2点ぐらいは選んで入れたらええかなというふうな、そういう感じで良いと思います。
立石（委員長）	それでは、一つずつ追っていきたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	まず、１次選考で１人が持ち点３ということについてご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ありがとうございます。 それでは、今救済措置としての２点というのが話題になっとなんですが、今、正城さんのご意見をも踏まえながら、これはひとつ委員長提案ということでまとめてみたいと思うんですが、この２点の取扱い、当初からこういう思いでどうしても委員の皆さんから、４番目に入るんやけどこれはなというものが仮に出てきた場合に、協議に諮って２点まで追加できるぐらいな救済措置として、約束してたらいかがでしょうか、そういう取扱いで。 非常に、何かね。 どうぞ。
多田委員	多田ですけども、ここで事務局が書いていただいとるように、今小寺議長こだわって、「できることとする」ということであって、「こととする」という部分を取れば、その文字、５文字を取れば何ら言うことないと思います。
立石（委員長）	ああ、「できる」というてくくったらええわけやな。そういうことですか。
多田委員	余りこだわるようなことじゃないと。
立石（委員長）	わかりました。ほんなら、今提案申し上げた趣旨と同じでございますんで、それでよろしいですか。 よろしいですか。 竹國さん、いかがですか。
竹國委員	私、神崎町の竹國ですが、この各委員が３点ずつという推薦した場合、ものすごく重なった場合、そのとき今作品の中から２点という、２点という、２という数字、余りその数字を幾らにするというんじゃないんですが、数が物すごくたくさん重なるようになって、少なくなるんじゃないかなと思うんですけど、どういうふうにしたらいかなと今ちょっと思ったんですけどね。この２点ということになりましたら、どのぐらいになるかしらと思うんで。
立石（委員長）	これ、ちょっと私が勉強させてもうた範囲の話になって申しわけないんですが、先進地事例なんか引いてみたら、随分だれがいいと思われるのも票が重なるわけですね。そしたら、今おっしゃるように、最大３０でも、あるいは１５になるかもしれんし２０でおさまるかもしれんというようなことになるんですね。逆に、第１次選考で絞り込み

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	がぐっときつい方、非常に後の作業というか、選考の仕方がやりやすいというふうにも聞いとんですね、逆に。 そんなことでございますんで、多田委員からちょっと指摘があったように、「選定することができる」ぐらいな、皆さんの解釈も、ここで議論したことを頭に中に皆しまっておけば、そんな事態ができてもうろちょろせんでも対応できるぐらいな話でいいと思うんですが、いかがですか。 そういう方向でよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それじゃ、事務局、そういうことでまとめていくと。 その他、１次選考のあり方、２次選考についても、このような案でいいだろうか、ご意見を伺いたいと思います。
多田委員	多田委員。 多田ですけど、この前は１次選考だけでいいんじゃないかというふうなご意見が多かったと思うんですけど、今回２次選考という形で提案されとります。それはそれでいいと思うんですけども、最終的に小委員会として何候補を協議会に上げていくのか、そこで５、例えば５、５点、７点というようにされておりますけども、そういう形でいくのかどうか。できれば、絞り込んで５点ぐらいで協議会に上げていただければベストじゃないかなという、こういうふうに思います。
立石（委員長）	わかりました。いわゆる今のご意見は、委員会として何点ぐらいに絞り込んで協議会に上げるのが適当だろうなというふうなお尋ねとご意見ですが、この件については皆さんどのように考えておられますか。
正城委員	ひとつ意見を出してもらいたいと思います。 どうぞ。 大河内の正城です。 今ここに書いてあるように、やはり小委員会である程度絞り込んだ方が合併協議会にスムーズに進むんじゃないかと思うんですね。ですから、５点というて、きっちり決めなくても、これもいいなというのがあると思うんです。ですから、５点から７点というところはとてもいい数ではないかなと、そのように思ってる。
立石（委員長）	ほかの委員さん、いかがですか。 小寺委員。
小寺委員	大河内、小寺ですけど、第２次選考ですけど、１人１点で、多分投票したら１０点出えへんかもわからんですね。ということは、第１次で

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 多田委員	多分30以内ぐらいになると。もっと減っとるかもわからん。そうすると、その中で1人1つしか選ばれへんのやから、そうするとこれでいくと、非常に私は偏るような気がするんですね。いうことは、1人1点やったら、ひょっとすると5点ぐらいしか出てこないような可能性があるんですね。そうすると、何かもうちょっとという気がするんで、私はできれば第2次選考でもう一回今度2点ずつぐらい選んでもらって、それで上位5点なら5点、上位7点なら7点を合併協議会に上げるというような方が、ほかのやつも出てくる可能性が私はあると思うんですけどね。そやないと、1人1点で10名で10点が出てくるんやったら、みんなばらばらの考え方になるんやけども、ある程度はずっと集約されてくると、だれもがこれはええと投票すると、5点も出てこへん、こういうふうな可能性があるんで、私はできれば第2次は1人2点ずつの計算において、そのうちの上位の上から5点とか7点とかを選んだ方が私はいいと思うんですけども。
立石（委員長）	多田委員。
立石（委員長）	神崎の多田ですけど、今例えばこうなるだろうと、こうなるかもしれないというふうな推測で物を言いよっては、もう話にならんと思うんですね。だから、こうするんだと、我々小委員会としてはこうするんだという方針のもとでいくことがいいじゃないですか。そうじゃないと、こうなることが予想されるからこうするべきやと。そなんん同じ結果が出てくるかわからへん。そんなこと言いよったら話がまとまらへん。
立石（委員長）	2次選考で1人の持ち点がこれを2本にするか、一番ええのを1つ選ぶか、この話なんですけど、ほかに意見ございませんか。
中塚（副委員長）	これから重複する可能性は出てきますんでね、ええ名前は。
中塚（副委員長）	どうぞ。
中塚（副委員長）	中塚です。
立石（委員長）	私は2次選考で1点でいいと思います。それで、協議会で3点から5点、それを持って上がって議論していただければよかろうと思います。
立石（委員長）	ということは、今のところ案にあるような格好でいいじゃないかと、結論としてね。
中塚（副委員長）	はい。それが10点にならなくてもいいと思います。
立石（委員長）	ほかのご意見ございませんか。
立石（委員長）	どうぞ。
生田委員	大河内の生田ですが、私もこれでいいと思うんですけど、5点もな

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	るかどうかわかりませんが、今副委員長さんがおっしゃったように、３点になったって仕方がないと思います。ある程度絞り込んだ、この小委員会の仕事の上でも我々働いたわけですので、協議会に丸投げするわけにはいきませんので、それでいいと思います。
立石（委員長）	足立さん、いかがですか。何かございますか。
足立委員	いや、もう今言われた様に委員さんに賛成ですから。
立石（委員長）	竹國さん、よろしいですか。
竹國委員	はい、よろしい。
立石（委員長）	ほじゃあ、一応まとめをさせていただきます。 我々の任務は、第１次選考から第２次選考して、予測はできるにしても５点、７点ぐらいは協議会に上げていくと。その手順として第１次選考は１人持ち点３、それから第２次選考は１人持ち点１という格好で絞り込んでいく、こういうことで決定させてもろてご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございました。 それでは、会議開きましてからちょうど１時間でございますんで、ここで暫時休憩をとらせていただきます。 これやってしまいますか。 どうですか、もう。まだちょっと残っておりますんで。押さえだけ。 済んません。４５分まで１５分間休憩いたします。 午後２時３０分 休憩 午後２時４４分 再開
立石（委員長）	おそろいでございますんで、二、三分早いんですが再開をいたします。 それではもう一点、実は第２回のときに検討すべき事項になるかどうか知りませんが、１点漏れておりましたので、今回新たに検討させていただきたいと思います。 というのは、この案の中に３ページの下の方に書いてあるわけなんです、先進事例によると、名前つけた人に何かお礼か賞品か、あるいは記念品を出すというような、どうも慣わしみたいなもんがあるようでございまして、これをどうするかということでございます。今日はこのこともあわせて検討していただきたいと。
浅田（事務局）	事務局、これについて案がございましたら説明してください。 前回の委員会で出ておりました関係も含めてなんですけれども、事

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	事務局としては、出すのがいいのか出さないのいいのかということも踏まえて、特に案としては持っておりません。 ただ、他の協議会では全く逆の考えで、応募いただいて協議会で名前を決めて、その名前を使うから、逆にその名前にお金を下さいよというふうなことをされておるところもあるみたいです。出す方じゃなしに、もらうというふうな、この名前を使いますからということで、全く逆の発想でされておるところもあるみたいです。 ですから、事務局としては、特賞をするとか、大賞をするとか、出すものは商品券にするのか現金にするとか、そういったことの考えというのは特に今のところでは持っておりません。 まず、出すか出さないかということを含めて、ご検討いただければと思います。 今説明のとおりでございまして、具体案も何もないそうでございます。したがって、本委員会としてはこういった賞を出すか出さないかというご議論をいただきたいと思います。 これについてご意見ございましたらどうぞ。
松原委員	松原委員。 神崎町の松原です。 心配不要だと思うんですけど、応募数が少ない可能性もありますんで、できればそういう賞品なり商品券なり、何か出した方がいいんじゃないかと思います。
立石（委員長）	できたら出した方がいいというご意見ですね。
松原委員	はい。
立石（委員長）	ほかに。
足立委員	足立さん。
	神崎町の足立ですけど、ちょっと聞くんですけど、応募されて、名前が決まったんです、たくさんの方が同じ名前、応募の場合、その全員に賞品出すんですか。
立石（委員長）	出し方の話について入っていらっしゃるんですけど。
足立委員	出すとなればですね。
立石（委員長）	はいはいはいはい、わかりました。 ほかにご意見。 じゃあ、ついでに尋ねますけど、こういうものを出すべきか、いや出さんでもええかって、そのご意見だけちょっと聞かせて。
足立委員	確かに出さなくてもいいのかな。町長の感謝状ぐらいでもいいのかなと思う。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
正城委員	かるようなものは出さなくてもいいということですね、まあいわば。 そうですね。どちらでもいいんですけども、この際その方がいいかなと思います。物であらわすよりも、やはり心であらわした方がいいかなと思います。
立石（委員長） 小寺委員	じゃあ、小寺委員。 大河内、小寺義裕です。
立石（委員長）	今、１０万円とかというように、他町でちょっと１０万円をあげたって、そんなんやなしに、何らかの小さな記念品でもいいから、表彰状と小さな記念品でも、やっぱりそれこそ新しい町が生まれるんやから、そういう節目の中での新しい名称の応募者ということだから、一つの節目としてやはり、ちょっとぐらいの方が、私は応募される方の励みになれへんかというふうに、私は考えます。 ありがとうございます。 何がしかのしるしのものを、大きな節目であるからというご意見でした。
多田委員	多田委員さん。 私は、松原委員が言われたように、やはり応募する数、応募数を増すために、一応そういう方法もいいんじゃないかなということで、１０万円ほどもらえるということにして、１回ある程度のアイデアを回収、まあ抽せんで１名でええことですので、出したらいかがかなと思います。
立石（委員長）	出し方は別にしまして、出した方がいいというご意見でした。 中塚委員。
中塚（副委員長）	私は、多くの人から応募してもらう意味におきまして、採用された方全員、名付け親というふうな書いた賞状を、感謝状ですか、そういうものを出していただければどうかと思います。
立石（委員長）	どちらかといえば、何らかの形のものを出したらよいというご意見ですね。これどないなんですか。
中塚委員	いや、もう私の場合ははっきり名付け親というかつちりした意味の感謝状なんですけど、どういう、賞状のようなものですね、したらいいと思いますね。
立石（委員長）	６つなら、これ計算せなわからんで。
小寺委員	わあ、難しいな、これ、私抜きで４対４や。
立石（委員長）	もう正・副委員長入れていくと８人が１０人。
立石（委員長）	これ、ほんまかなわんな。 ちょっと休憩させてください。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	出さなくてよいというふうに採決されますと、非常に検討の部分では助かるんですが、皆さんそれぞれの思いの中に、ご意見に出ましたようにいろんな思いがございます。ほとんどの人は出してもよいという意見の中にも、そんなに多額のもんは必要ないという意見もございます。 それから、出さなくてもよいという人たちの中にも、やはり何か礼状であるとか紙切れ一枚でも真心のこもったものという考え方もございます。 したがいまして、いずれにせよ、応募していただいた方たちに感謝の意だけはささげたいという思いが、どうもあるようでございまして、もうはなからそんなもん出さんでもええという強いご意見ではなかったように私は感じました。 したがいまして、私も意思表示をする１票を持っておりますので、ここはひとつ何らかの格好で応募者全員に記念品を出すのか、これは後の話になるんですが、そういった形で、大きな節目でもありますし、何かの形で出すということにしたらなというふうに今考えました。 そういうことで、最終的にはこういった話、数の勝負になるんでまことに申しわけないんですが、何らかの格好で、謝礼といいましょうか、記念品といいましょうか、そういうものを出していくという方向にまとめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 よろしいですか。 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 数の勝負と言いながら、よろしいですねもおかしいんですが、協議会ですから目に見えるように諮っとるわけなんです、何らかの格好でこたえていくというひとつ形にまとめたいと思います。 それでは、じゃあ感謝の意をあらわす方法について、どの程度かという話を次にやっていかないかので、ここら特に事務局案も何にもない裸のままでございますんで、特に皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。 先ほどの意見の中にそれぞれの皆さん思いも出てましたんで、それはそれなりにこちらで判断もつくわけなんです、特に何かご意見がございましたら。 どうぞ。
生田委員	大河内の生田です。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	それは出すということになれば、私は副委員長が言われたように、当然と言うたらおかしいけど、決まった人たちには、あなたの名前が採用、提出させてもうた名称を採用させてもらいましたということで、出したらいいと。あと、粗品にしる参加賞にしる、そんなに、参加賞、それはいいですけど、それだけで応募者が出てくればいいんですけど、それは私はどちらでもいいですけども、その感謝のしるしというのは出したらいいと思うけど、品物やなしにちょっとしたものというなもののね、そういうもので。 ほいじゃあ、私のちょっと問いかけが漠然としておりました、ちょっと絞り込みします。 実は、例えば採用された人を対象にするのか、あるいは応募者全員に対して礼状とかそういうものを拡大するのか、範囲ですね、例えば上位５点なりに上がった人たちには何がしのお礼をし、さらに採用された人にはお礼をしという具体的な考え方あたりから入っていかんとなしあないと思うんですね。それと、応募者全員に対して何か感謝の気持ちをあらわしていくのか。ここからのご意見を聞いた方がいいんじゃないかと思うんですが。 例えば、町名トップで決まった人に対して記念品を出すという方法がええのか、そういう具体的なことからちょっとご意見を聞いた方がいいと思うんです。 どうぞ。
正城委員	今、１人の場合じゃなく、１０人同じ採用した名前がある、１０人応募したとするわね、そしたらその中で１人表彰するとかという意見もありましたけれども、そんなんじゃないしに、やはり自分が考えた名前が採用されたんですから、２３位の人まで上げなくても、１０人だったらその１０人採用された名前、応募された人に全員、形ばかりのことでもよろしいですので、した方がいいんじゃないかと思います。
立石（委員長） 足立委員	どうぞ。 神崎町、足立ですけど、ちょっと事務局の方に聞くんですけども、多可郡の方の名称が載っとんですけど、どのぐらいの数が、そこに一つのところに何人ぐらいとか、わからへんのですか。
立石（委員長） 浅田（事務局）	どうぞ、事務局。 そこまではちょっと調べてないんですけども、種類としては応募総数は１，１６２点で種類が５６０種類というぐらいまでなんですけども、これちょっともう少し詳しく協議会の方に聞けばわかると思うんですけども。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立委員	じゃ、やっぱりその記念品というたって、一つの名前、本当にたくさんの方が来られるから。
立石（委員長）	わかりますか。ちょっと、これまた私の設問が悪かったんで、ちょっと混乱しとるようすんで、まずわかりやすい言葉で賞品という言葉
	を以後使いますんで、ちょっとお願いします。
	その賞品を出すんが、今具体的に名前が当選したと、同じ名前応募した人が仮に１０人やったら、１０人ともに同じようにすべきやと。
	これは当然の理屈やと思うんですね。わざわざ抽せんして一人だけの方、そんな情けないこともあれなんで、それはそれとして、そういった賞を与えるのは町名が決まった人だけを対象にするのか、そこらからちょっと議論してほしいと。
	頭を別にね、礼状の話はちょっと別にして、これはもう事務局ないしは両町の町長方の真心という分、ちょっと横置いて。
	どうぞ。
多田委員	神崎の多田です。
	先進町の例を見せていただいたの、名付け親大賞で１名、それからその大賞と同じ名称で大賞を外れた方には名付け親という形で何名かの方に、５名ないし１０名の方に賞品をと、そういうふうにお渡しされているというふうなあれもありますので、私は決まった町名に応募した人全員ということになると、ちょっととても数が未定ですので、対象は、大賞１名、外れた方５名程度に絞って若干の賞品等をしたらどうかというふうに考えます。
	当然、この名付け親賞を出しますということは、応募要領にも出てくるとのことですね。
	それを前提からすれば、ある程度応募する人のために。
立石（委員長）	ほじゃ、ずっと時計回りでいきましょか。
	小寺委員。
小寺委員	小寺ですけど、やはり、私は多田委員じゃないけども、大賞、今の話でちょっと大分またお金が要と思う。全員という話ですね。それから、私は参加賞は贈る必要はないと思います、全員に対する。それは５００円か６００円かわかれへんけど、参加賞は贈るべきでない。
	それから、この名付け親大賞というのをもしするんであれば、抽せん
	で、それこそ１名については５，０００円なら５，０００円ぐらいの記念品、あと４名か５名おられたら、そのうち人についてはもっと少なく、１，０００円でもかめへんけども、ちょっとした記念品ぐらいをお渡しすると余り経費はかからないんじゃないかと。だけど、他

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	町の例のように、大賞で１０万円とか、それからそれに漏れた人は１人１万円の商品券とかと言われたね、それだけで１５万円から２０万円かかってしまうから、余りお金をかけてやらないで、名誉を重んじてもうて、そのかわりに感謝状と安い記念品を大賞１名と、あと同じ名前を書いとる人がもし５名あれば５名以内で何かを贈ったらいいいと私は思います。
小寺委員	今のご意見は、採用された町名、複数の人が当選したとしても、１等賞は１人やと。あと、互換賞を抽せんになりますわね、これ。
立石（委員長）	そうです。 それでも、何がしのこれは抽せんやからという扱いですね。
足立委員	足立さん。 神崎町の足立です。
立石（委員長）	私は名称が決まれば、その名称を名づけられた方全員に均等に、同等に扱ってもらいたいと思う。金額的には、最初に事務局サイドで３万やったら３万円と決めておけば、１人やったら３万円ですけども、１０人おったらそれこそ３，０００円ですかね、それから、また表彰状というんか感謝状というんか、会長さんの感謝状になっていくか、額縁をつけるか、つけへんか。
足立委員	いわゆる名付け親、いわゆる採用者に対してこれは１名と考えたらいいんですか。
立石（委員長）	いいえ、もう。
足立委員	均等ということで、例えば５人おられたら同じようにせえよ、こういう話ですね。
立石（委員長）	はい。
生田委員	生田さん、ちょっと再度。
立石（委員長）	私も、額縁に入れるんやったらそれはそれでいいんですけど、合併協の会長さん方で、あなたが名付け親になりましたよというて、１０人なら１０人の全員に。そうしな、１，０００円や２，０００円や幾らもうたて、今どき家庭でごみになるくらいのもので、そんな大したもんはないと思うんでね。それは商品券やったら使い道もいろいろあるけど、果たしてそんな５，０００円、３，０００円やというように話出てますけど、そんなことよりもあなたが名付け親ですよというて、きちっとしたちょっと感じのええ感じで額縁に入れてもらって、渡してもうた方がいいんじゃないかと思うんですがね。
立石（委員長）	ありがとうございます。 次、竹國さん、意見聞かせてください。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
竹國委員	神崎町の竹國です。 今、私は本当に足立さんが言われたように、もし賞金を皆さんで名付け親賞を何かの形ですということになるのであれば、上限があって、それを均等に分ける。それでなければ、生田さんがおっしゃったように、私はもともと名付け親賞というのは出さない方がいいという意見の方でしたので、もし出すのであれば、全然出さないとは考えてなかったんです。その名付け親になった人だけをどうするかという問い合わせだったと思って、それは出さない方がいいとは思ってんですが、応募してくださった方に対しては何かしらの感謝の気持ちは多分出されるでしょうし、合併の式典なんかにも参加するように招待もされたり、いろんなことをされるとは、それは思っていたんですが、出すのであれば足立さんのような意見、そして出さないのであれば生田さんのような形が私はいいいと思っています。
立石（委員長）	ありがとうございます。
正城委員	正城さん。
立石（委員長）	述べました。
正城委員	ちょっと、聞きましたね。
立石（委員長）	はい。
松原委員	松原さん、いかがです、まだですが。
立石（委員長）	私も小寺委員と同じ意見です。
中塚（副委員長）	よろしいか。
立石（委員長）	どうぞ。
中塚（副委員長）	中塚です。
立石（委員長）	私は言いましたとおり、全員の方に、名づけ、採用された方全員にこれ１，０００円となると１００人おったら１０万円ですか、これはもうこの際ええ記念になると思います、もらった本人も。だから、採用者全員に出していただきたいと思います。
立石（委員長）	今ざっと意見を集約させてもらうと、もう名付け親賞というのに限定した形で何か記念品ないしはそういったものを贈ると。ただし、贈る、ですけども、一つの名前に、同じ名前に複数の方が応募された場合には、抽せんで１名に名付け親大賞、あとの外れにはまた別の記念品というような考え方の方も実は３名程度おられるんですが、ほとんどの方は一つの採用された名前に複数の応募者があった場合は均等に与えるべきやという意見が多いように思います。 したがって、ここでまとめとして皆さんにご提案申し上げたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	すなわち、この応募に関するいわゆる記念品あるいは賞というものは、採用された名前に対して贈ると。それ以外の者は礼状であるとかそういったものにかえて、一応記念品に相当する者は採用された該当者のみということで、決定したいと思います。 しかし、複数の場合は、同じようにあなたが名付け親ですよという形をあらわしていったらどうか。 これが大体の今までの皆さんのご意見の大勢であったというふうに私は思うんですが、そういう集約の仕方でご異議ございませんか。 よろしいですか。 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、いろいろと細かい１，０００円とか５，０００円とかあるいは１０万円とかという金額的な話が出ましたけれども、この場で１，０００円にすると５，０００円にすると、非常に大事な話ではあるんですが、我々の扱う部分でもどちらかというところ枝葉末節の部分の話になります。これは失礼な言い方なんですけど、ひとつ事務局の方へ、今までの議論の中で、そないな高価なもんはだれも思わへんと、こんな話でございますんで、これはひとつ予算の許す範囲で皆さんが納得いくようなひとつ方法で検討をさせていただいて、本日の意見に十分たえるような方法を事務局にお任せをして次に進みたいと思うんですが、何かこれにご異議ございませんか。 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございます。 そういうことなんでして、事務局、よく筆記、記録してこの趣旨を生かしてください。 それと、申し遅れましたが、今盛んに出てました応募者に対するお礼状とか、ささやかな気持ちのあらわし方、ここらも含めて今了解をいただいておりますんで、このことによって後でとやかく苦情も受けないような範囲でやるべきやと、これが結論でございますんで、ひとつよろしく、皆さんもご理解、協力お願いいたします。 以上で本日の第１議題につきましては予定しておるものがすべて終わったというふうに思います。
浅田（事務局）	事務局、それでよろしいですか。
立石（委員長）	はい。
立石（委員長）	よろしいですか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員	何かありますか。 第2回のときに、募集をいつからかけるんだと、応募の、それが公募期間ですね。事務局説明がありましたけど、できればここで決めてお示しすべきであろうと思います。今後のスケジュールなんか見ても、やはり来年の2月には両町長による合併の協定あるいは3月に議会の議決、そしてそれまでに新町建設計画あるいは財政計画が承認される、12月までには議会にというような段階の中で、やはり町名の応募期間についてもそれに合わせたペースでやっていくのがいいんじゃないかというふうに思うんです。 いろいろと小委員会でこれは検討すべきことなんで、いろいろ問題あると思いますけども、大体の募集時期を協議する、あるいは決定せえでも、やはりいろいろな条件が整えば、例えば合併の期日が決まると、あるいは電算の取扱い決まるとか、そういう時点で募集をかけるんだということで、そういう具合に意見統一していただいて、そうでないとこれもまた小委員会で可決いただく事項ですね。公募できる期間は。 そういったことで、事務局なり、また会長、副会長の判断で協議会にあげてもらおうということにしたらいかかなというふうに提案するんですけども。
立石（委員長） 多田委員	ああ、なるほど。 で、一応小委員会としては、というのが逆算していつごろがいいのか、さっき言いましたような条件が整えばということで、最低決定までには3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月ほどかかるかと思いますし、という提案なんです。
立石（委員長）	ああ、そうですか。 実は、これ若干の多田委員さんと私との思い違いがちょっとあったかもしれませんが、実は2回目の検討いただいたときにまとめて報告もいたしました但那時期は他の委員会あるいは全体の進捗の中で、非常に我々だけが決めていくというところに、ちょっと今の時点では問題があるようにも思いましたんで、皆さんにお諮りしたのは、この募集期間というのはおおむね1カ月はというご了解いただきました。それと、少なくとも県に申請を上げるまでにはやっぱり名称が決まっとなあかなだろうという話なんです。 その間で、他のいわゆる協議の進捗に合わせながら、時間設定をしていくと。これは当然のことながら事務局と調整をしながら、その期間の設定、時期についてはいましばらく設定できないので、そのつも

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員 立石（委員長） 多田委員 立石（委員長） 多田委員 立石（委員長）	りであってほしいという委員長提案をさせていただきました。それでよかろうということなんですが、時期も決めるべきではないかというご意見のように受けとれます。 そうじゃないんです、私。この前の第２回のときは、これを調整しながらいつするか他のこともふまえて調整しながらということやったんですけども、それを別に委員会として決定事項として預けよう。 もう預けようと。 そうそうそう、新町名称委員会としてね。 わかりました。 済ませましょうやということなんですけど、どうでしょうか。 ただいまの提案、事務局サイドにとっては非常に、またこの委員会全体にとってもありがたい提案でございまして、その時期の設定の仕方については、事務局と正・副委員長を交えてよく相談をして、その時期は決めてくれと、いろんな進捗を見ながらね。そういうことを預けようではないかという多田委員の発言でございました。 このことについて、皆さん、それでご異議ございませんか。 事務的、自動的に決めないかん話の方が内容が濃いんでね。 どうですか。よろしいですか。 よろしいですね。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長） 立石（委員長）	はいじゃあ、これですべてのこと、大筋で基本的なことは全部終わったわけです。 募集の期間、これはひとつ事務局と正・副委員長を交えて検討して、適当な時期に決定してということを決定的にいただきましたんで、改めて確認の上、そのように取扱いをさせていただきたい。したがって、３０日の第６回協議会ですかね、このときに中間報告でされるんですね。されますね。そのときに、そういう決定をいただいたということもつけ加えてひとつ報告をできるようにお願いいたします。ありがとうございます。 会議は、大体一つの議題１時間が限度と言われておりますんで、ちょっと１０分間だけ、３時３０分から再開いたします、１０分間休憩とります。 午後３時２１分 休憩 午後３時３０分 再開 それでは、ほぼ予定時間でございますので、会議を再開いたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	次は、庁舎事務所の位置について協議をいただきますようお願いいたします。 議題に入る前に、私の方からこの検討事項につきまして若干の経過報告をさせていただきます。補足の部分がありましたら、後ほど事務局の補足をあらかじめお願いしておきたいと思います。 さて、この検討事項につきましては、前回の委員会において提案の仕方そのものについて両町間にいわゆる考え方に温度差がございまして、なかなか具体的な議論に入ることができませんでした。 そこで、私は町長会議において十分意見調整の上、検討の糸口となるべき両町の思いや要望を是非出してほしいという趣旨の要望を申し上げておったところでございます。 その後、6月17日に大河内町の役場におきまして、町長会議が持たれました。町長会議のメンバーには両町の町長、そして両町の助役さん、教育長さん、総務課長さん、それから両町の議会議長さん、加えて議会の合併問題調査特別委員長、それに事務局が加わりまして、いわば拡大幹事会と申しましょうか、拡大町長会と申しましょうか、そんな形で意見交換が行われたところでございます。 その町長会議において出された意見の概略を申し上げますと、要点は2点に集約されるんではないかと考えております。 まず1点目は、両町の話し合いが十分なされず、神崎町としての思いや要望が案として提示されたこと、また一方では大河内町としての思いや要望が何も示されなかったことによって、実協議に入ることができず、しかもその前に庁舎問題でいわゆる分庁舎方式の話だけが先行してひとり歩きをしてしまった。このために、特に大河内の住民の間に不協和音が出始めたという状況であります。 2点目は、当初の合併の呼びかけの時点での庁舎位置、配置については、本庁舎は大河内、神崎には支所という位置づけのもとで、神崎町は総合病院を拠点にいわゆる医療関係、高齢化対策を中心とした機能を集中させ、充実させてほしいとの思いがございまして、これは暗黙の了解のもとで出発した経緯がございまして、しかし、原点の考え方が十分住民の皆さんに理解されないまま、これまた話が飛躍しひとり歩きを始めた。ここに問題があったと思われます。 以上が町長会議での論点でありましたし、また反省点でもございます。また、かなり当日は厳しい意見のやりとりもございました。そんな中で一応確認された事柄としては、神崎町においておおむね住民説明と了解はとっておられるものの、両町とも一度原点に立ち返り、合

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 立石（委員長）	併協議会設置の意義そのものなども十分踏まえた協議を進めていこうということで、大綱意見がまとまったところでございます。 したがいまして、今後の委員会の進め方につきましては、ただいま報告いたしました方向性を重視しながら整理、検討をしていくことの了解を、両町の町長を交えて了解を得たところでございます。 大変、説明の中で抽象的な部分もあったかと思いますが、以上が大体の現在までの経過でございますので、多少時間長くなりましたが、一応報告させていただきます。 事務局で、私が申し上げたことで何か不足の点がありましたら補足してください。 特にございません。 ありませんか。 それでは、この際改めて両町長のご意見を聞かせていただきたいと思います。その後に、各委員から町長に対する質疑あるいはご意見を何う時間を設定いたしますので、ひとつよろしく願います。 それでは、両町長さんご相談の上、どちらからでも結構ですから、ひとつご発言をいただいたらと思います。 どちらからやっていただけますか、足立町長から。 はいじゃあ、足立町長、よろしくお願いします。
足立（会長） 立石（委員長） 足立（会長）	じゃ、座ったままでお許しをいただきたいと思います。 はいはい、どうぞ。 それでは、司会、委員長さんのお話にもございますので、私の思いを述べさせていただきますと思います。 いろいろこれまでもご迷惑をおかけをいたしておるということも認識をいたしながら、少なくともこのままでは前進をさせることが難しいというような立場に立ちまして、今日も幹部会の席上で私の考え方を述べまして、そしてやむを得ないというんでしょうか、理解をしてくれたんではないかなと、このように思っておるわけでございます。 新町、神崎・大河内が新しく合併した場合、新町の健康・福祉対策につきましては、まず両町の住民の立場から、そして住民に一番サービスのしやすい場所で、こんなことが大変重要ではないかと、このように考えております。 そして、これは私の経験上から申し上げるわけでありませうけれども、神崎町としては長い間、この病院との連携あるいはまた病院の人的、物的機能、これは特にOT、PT、いわゆる理学療法士、それから作業療法士、そしてST、これは言語療法士でございますが、これ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	らの機能、あるいはまた看護師、保健師等を活用いたしましたスタンスが望ましいと考えておるわけでございます。 先日、実は6月16日に、日本赤十字社兵庫支社の評議員会、今年で4回ということで評議員もしておるわけで出席をさせていただきまして、その場で井戸知事が出席をされておりましてお話をされたことに、私の思いと合致するものがございました。知事はこのところ介護保険の利用が大変増大をしており、これは被保険者の権利、十分理解をいただいた中だと思っておりますが、権利が先行し、使わなければ損と、言葉は適当でなかったと思いますが、使わなければ損であるような考え方にある。そこで、私は介護、これは知事ですが、私は介護保険がこのような形で使われないよう、といいましょうか、むだ遣いとは言われなかったわけでありまして、もっと使い方があるんじゃないだろうかというような観点からお話をされたと思っております。 そこで、そういった施策を立てなければならぬとお話ございまして、さらに現在但馬長寿の郷でPT、OT、先ほど申しました理学療法士、作業療法士の派遣事業、各町派遣をされておるわけですが、この業務が大変高い実益を上げている。また、ケアマネジャーの研修を行ったり、適正な介護サービスの利用がされるようにしなければならない。そういった研修等のシステム構築も重要と考えますと発言をされました。私も全く考えを同じくするものでございます。 さらに、これからは情報基盤を活用した在宅サービス、在宅健康・福祉教育、リアルタイムの給食サービスなどが期待されるところでございます。こういったニーズにこたえるためには、これまでも提案をしておりますように、病院に近く、また両町の情報サービスの拠点となる施設に接して建設することが望ましいと考えるものでございます。 そこで、すべての業務を1カ所に集約して行うことが望ましいと考えるわけですが、このことが大河内町が寂れるのではないかと心配されるわけでありまして、また先日提案いたしておりました分庁舎建設ということで、大変大規模なものが建設されるのではないかとというようなことが想定をされ、今委員長がお話が合ったとおり、不協和音を生じていると聞いております。 また、このような財政の厳しいときに、箱物を建設することはいかかなものか、また現施設を活用すべきだという意見、当然その現在の庁舎あるいはまた病院併設のケアステーションかんざきをできるだけ活用すべきという意見もあります。このままではなかなか合意に達す

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ることが困難な状況であると、このように判断をしたわけでございます。 私は、その寂れの問題、活性化の問題等につきまして、もう少し考えさせていただきますと、神崎町から現在の大河内町を見させていただきますと、ＪＲ播但線が電化になりまして以降、大変住宅対策に力を入れていらっしゃるしまして、その沿線、寺前駅周辺に住宅がたくさん建っておるわけでありまして、これはすばらしい施策だと評価もさせていただきますが、このことは大河内町にとっては大変いいことでもございますし、将来に明るい展望が持てると私は期待をいたしております。 そして、今回提案をさせていただいておりますように、本庁舎を大河内町の庁舎に置いていただきますと、大体８０人ぐらいになるんでございましょうか、１００人に近い職員をお世話にならなくちゃならない、なるということになります。これは特に管理等、財務、総務、議会、教育委員会等々がお世話になるわけでございますから、それに関連する会議ですね、まず議会とか区長会、農業委員会、教育委員会、関連する各種団体の会議が、分庁的に行われるものは別にいたしまして、開催する回数が非常に多くなるわけでございます。 現在、大河内町の就業人口の状況を見てみましたら、比較的外へ出ていらっしゃる方が多いんでありますが、大河内町に入ってくる、勤務される方は非常に少ないという状況がございしますが、これはかなり改善されるのではないかな、このように思います。 そこで、私もこれまで申し上げておりましたように、この住宅対策、そしてこのような会議等による人口増といいますか、少なくともの交流人口が増えるわけでありまして、こういったものを活用してその活性化対策、特に私は児童対策ということでそれなりの施設を整備するということは大変望ましいことではないだろうか、こういったことで両町のバランスがとれるように持っていく施策がこの際必要ではないかなと思うわけでございます。 １７日のトップ会議におきまして、いろいろ激しい議論をさせていただいたんでありますけれども、やはり大河内町さんのおっしゃるように、神崎町といたしましてももう一回原点に返って、もう一回見直しということでいろいろ検討をさせていただきました。 ただ、現在我が町が今使っております庁舎につきましては、もう昭和３５年に建設のものでございまして、震度５の耐震性を有しないという結果が出ておりまして、早急に建て直さなければならない。ま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	た、改造するにいたしましても、ほぼ全体を直さなくてはならないということで、多額の経費が、なってくるというようなことも考えまして、これの分についてはどうしても一致をすることができないということが1つございます。 病院に併設をしておりますケアステーションかんざきにつきましては、これは神崎郡の各町がそれぞれご出資をいただきまして、そして建設したものでございますので、これについては当分の間、活用をするということにいたしたいと考えます。 また、保健・医療・福祉サービスのこのサービス機能ですね、保健・医療・福祉サービスの機能を中心とした施設と、そこでの保健・医療・福祉サービスの機能を中心とした施設に総合窓口機能を持った支庁舎、分庁舎といいますとかなり大きなものが想定されます。したがって、今申し上げたような機能を持った支庁舎を建設することとして、今調整を進めたいと、このように思っておるわけでありす。 その場でも出ておったわけですが、このサービス施設につきましては、総務とか、あるいはまた財政の問題、財務部門については置かない、本庁舎に置いていただくということになるかと、このようにも思っているわけでありす。 また、私は、このような厳しい財政状況でございますので、新町の財政圧迫に被害がないように、圧迫を来さないように県に助成を求めて、できるだけ外資を導入して建設をすることが望ましいんじゃないか。そして、どうしても対応できない場合については、合併特例債の活用もお許しをいただきたい、このように考えておるわけでありす。 ところで、先々回のこの委員会で、この今私が申し上げましたケーブルテレビのネットワークの局舎の横にもう既に造成工事を始めてるやろがという話がございました。が、これはそうではございませんで、実は平成12年にこのケーブルネットワーク施設、いわゆる情報サービス事業ですね、これを農林、何か総合整備事業、農林省の総合整備事業で実施いたしまして、これは防災型と言われるものでございます。そこでこのケーブルテレビネットワーク事業とあわせて防災拠点施設の整備ということで、今、その以後実施をいたしたものでございます。 周辺の河川改良と防災拠点ということでございますから、今入り口付近の整備を平成16年度で終わったというところでございまして、

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	出てる部分については、最大限そういうことは図るべきだろうというふうには思っておりますので、特に広域で設置をしましたものについては病院に併設されてるそういうものも最大限に既存施設を利用して、そして神崎町の住民のサービスを落とすわけにはいきませんので、それに対応する支所機能と、それからいわゆる保健・福祉の現業的な部分、うちの位置も現業的な部分と言われるんですが、そういう部分に対応できる最少の分を持っていく、そういう形になればいいんではないかなというふうに思います。 それも、私は、本庁方式と言いましても最初から大河内に全部集めてということには、今の建物の面積からいってもなかなかいかないというふうに思います。ですから、今の神崎町のあらゆる既存施設も頭に入れながら、それこそこれは今から事務的にどこに何をおさめていこうかということ、十分に事務的な議論の中で整理をしていきながら進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。 合併当初、正規職員が１８６名で、類似団体比較をすれば１３０人ですから、１８６人の受け皿というのは当然無理なわけですね、今の段階で。そのときに、１８６人の受け皿を作る必要もないというふうに思いますので、１３０人を目指していけば、ほとんど既存施設を活用することによってなっていくんじゃないかなというふうに考えています。 それから、これは誤解も与えたんですが、私の思いとして、神崎町はこの病院、３１２号線を中心に非常ににぎわっているし、そのにぎわいは今後についてもさらに発展をするだろうというふうに思いますが、大河内についてはなかなかその条件が今のところ見出せてないというのが現状でありますから、そういう意味で均衡ある新町の発展ということで、１つはその本庁、官庁機能を大河内町に集めることによってそういうところをカバーしていただけないかなというのが私の思いといいますか、神崎町さんに対するお願いといいますか、そういうところであります。 それから、このことを含めて、ほかの町はどうしてるんかなということで、いろいろ私なりにほかの町長さん方にも聞いてみました。といいますのは、先ほども言いましたように、合併初年度から相当な赤字になるということが今のところ想定をできますので、ですからそういうことは神崎・大河内に限らず、ほかの自治体でも同じことで、今ほかで合併を進められているところでも同じことが言えるんじゃないかなというふうに思うわけです。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ですから、そこでどういうふうな考え方をされとんかなということで、具体的に名前を出してお聞きしましたのが生野の桐山町長に聞きました。朝来郡の4町がその点はどういうふうにされとんですか、財政シミュレーション見直しはされたんですかというふうにお聞きをしたら、財政シミュレーションの見直しについてはされてないということで、今現在新町建設計画に伴う財政計画を立てているところやということで、ただそのときに言われたときに、各町とも基金を20億円持っていて、4町で80億円の基金を超えるんやというふうに言われました。合併の話が起きたときには100億円の基金があったんやと、そういうふうに言われました。なるほど、基金があるんだなというふうにそのとき思いました。 それから、つい先日なんですが、佐用の庵造町長に聞きました。今回、南光町がまた加わって3町になりましたけども、基本的に佐用と上月の合併の状況が、神崎・大河内と人口比率も含めて、あるいはインフラの整備の状況、あるいは庁舎の問題考えて非常によく似ておりますので、そのあたりをお聞きをいたしました。 すると、庵造町長いわく、財政シミュレーションは新町建設計画で今やってるということ、いや、そうじゃなくて三位一体改革は、すれば厳しいでしょうということに言えば、そら合併をしても相当に厳しい財政が想像できると。ですから、自分は今まで長いことかけて行財政改革を進めてしてきたと。その効果がようやく今あらわれつつあるんやということで、今年5億円ほどの基金を積んだと言われるね、この合併を見越して5億円。それで、庵造町長自身は標準財政規模の半分ぐらいを基金として持っておるのが理想やと。ところが、なかなかそうはいかないので今回の合併に当たっては標準財政規模の30%を持ち寄ろうということで確認をしとんやということで、佐用だけで見れば、その普通財調以外の目的別の基金を含めておおかた20億円近いお金があるというふうに言われておりました。上月も十分あるであろうということで、南光については全くないんで、ないもんを持ってこいと言うても無理なんで、南光については17年度、18年度でそれぞれ3億円近い赤字になるが、その赤字を南光の責任で埋めて借金を持つてくるな、こういうふうに言ってるんやというふうに言われております。 そして、合併をしても合併効果があらわれるのは、合併をして早くても3年、5年という月日が必要であると。だから、その間はその基金で食いつないでいく、そういうふうにせざるを得んというふうにか

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	えてるんやというふうに聞きまして、すごいやっぱりちゃんと準備をされとんだなということで、ただ感心するばかりであったということです。 そういうことを含めて、私はこの出発点の段階でできる限り歳出削減を含めて、県も指導をしておりますけども、一本算定までの１６年間の財政シミュレーションが、少なくともなかなか厳しいですから、これをやります、あれをやりますというような、そんな夢のあるような話はないと思いますが、しかし少なくとも財政が収支とんとんでやっていけるだけの財政シミュレーションが確立をできなければやっぱりいけない。そういう観点からこの庁舎問題も考えるべきであろうというふうに考えております。 以上です。 ありがとうございました。 初めに約束をいたしておりましたように、これからの深まった議論に入る前に、その切り口を開くというんでしょうか、糸口を見出すという意味におきまして、今日は両町長のそれぞれの思いを聞かせていただきました。したがって、これから委員の皆さん、それぞれの町長さんにこの際ご意見を伺いたい、あるいはこの分の質疑をしたいという方がございましたら、時間をとりたいと思います。 そのことによって、非常に我々委員と両町の町長あるいはそれぞれの町の方の考え方がある程度理解でき合うのではないかと、このように考えております。 どなたからでも結構です。質疑、ご意見がありましたら、遠慮なしにひとつ発言してください。
小寺委員	こういう機会でない、時間が、お話しするのはなかなかとれんと思うんですね。皆さん、ついでのこと、私ら正しく理解しておる、今さら聞くことございませんわというんでしたらば、それはそれなりに非常に価値のあることなんです、やっぱり何かありましたら、遠慮なしにやってください。 どうぞ。 大河内の小寺義裕です。足立会長さんにお尋ねをいたします。 ということで、当初神崎町案ということで出てきた健康・福祉関係の事業ですね、今日のお話ですと、その事業についてはやはり町長さんの考え方どおり、できればＣＡＴＶの前に、当初の計画からいいますと縮小という話やったけど、分庁舎ではなくして支庁舎ということで建物を建てると。その中に、保健・衛生・福祉関係の、特に派遣業

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 足立（会長）	務というんですか、それをその中に収容をして健康の拠点にしたいというお考えですね。 それで、現庁舎については昭和３５年に建設ということで、今のところ震度５の地震にはちょっと耐えがたいということで、それについては利用をできれば避けてということなんですけども、私とこの上野町長が言いましたように、もし合併をしても現実に１８６名の職員のわりふりというのを考えますと、当面の間はやはり現庁舎も使用をしないと多分やっていけないというふうに私は考えるんですけども、そこらについてはどうですかね。 それで、病院に併設のケアステーションかんざきについては今のところということなんですけども、初めの話ですと、かんざき訪問看護ステーションについては、新しく建てる支庁舎の方に収容をしたいということだったんですが、この間のトップ会談のときには、当面はかんざき訪問看護ステーションについても現在の病院のどこ、ということ、ケアステーションかんざきに併設をされてるもんじゃけ、そこに置かざるを得ないというようなお話であったと私は理解をしてるんですけども、そこらについてもう少し詳しくお話を聞かせていただきたいと思います。 神崎町長。 ただ、新町になりましていわゆる行政組織を、大きく変わるというふうに思うわけでありますが、それはその推進方策をどうするのかというようなことから、現在の例えば神崎町役場、大河内町役場の現状のまま、収容能力状況の中で２町の行政推進が可能になるのかどうか、これはいろいろ議論もしなくてはならない。現状では受け入れが不可能でございますから、というお話ですから、それはそれなりのやはりことを考えないといかんと思いますが、しかし将来といいましょうか、合併によりまして組織は大きく変わる。例えば、四役についてはもう半分になるわけであったり、あるいはまた支所長のことになるのか、そういった状況が大きく変わってまいります。これは今後検討をしなくてはならないという状況でありますから、それは新しい執行者という状況の中で変わってくるんでありますが、しかしそうはいいいながら、合併のメリットを最大限活用するためには、やはりお願いをいたしておりますような本庁機能を発揮をしていただくことにしないとかなかなかいかんのではないかと。 特に、パソコン等が見直しが出てまいりますので、それは将来といいましょうか、どのような形になるのかというのを早くから決定をし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ておかないとパソコンの問題が解決しないんじゃないかな。これはそれぞれの委員会はどういうふうな検討を持ってくれとるかは承知をいたしておりますが、少なくとも私は行政機能と電算の問題ということは密接な関係があるんじゃないかな。それを途中でまた大きく変えるということは、大変大きな損失につながるというふうに考えます。 それから、事業といたしましては、現業的機能、いわゆるサービス機能でございますけども、例えば今神崎でやっておりますのは、例えば健康づくり推進組織育成事業とか、それから各種の教育、医師、保健師等による講座の開催、あるいはまた各種相談、これは医師、保健師による相談とか、あるいは福祉番組の制作とか、介護支援専門員の研修、いわゆるケアマネジャーの育成とか、そういったことが必要になってまいります。もちろん、在宅ケアのための情報が確立されますから、そういったものもきちんに対応できるようなシステムとそれに対する場所といいましょうか、拠点施設も必要となると、このように思います。 それから、現在は介護保険の認定業務を行っておりますから、それらにつきましてもそれなりの人と、あるいはまた機能が必要になってくると、このように思います。 それから、保健師、保健婦と、それから在宅介護支援センター、こういったいわゆる健康・福祉に関連する事業部門、こういったもの、それから社会福祉協議会のいわゆる事業部門といいましょうか、そういったものが当然そこに入ってくる必要が出てくると、このように考えております。 シルバー人材センターなんかはどうするのか、今後考えられることではないかなというふうに思います。 私は、そのほか、情報基盤を活用したいいわゆる健康体操とか、あるいはまた栄養のための教室とか、これの在宅等、それからスタジオによっていながらにして教育ができるというような、いわゆる情報基盤を活用した保健施設というのは非常に大事であろうと、このように思っておるわけでございますんで、そういう機能は当然集約するべきであろうと、こういうふうに思います。 ところで、上野町長さんがおっしゃいましたように、財政的に非常に厳しい中で庁舎の建設には及ばないんじゃないかというお話でございまして、そのとおりだと私も理解は、思います。しかしながら、ある程度の合併のメリットを生み出すためには、従来いわゆる単独事業、単独起債を発行して実施をしておりましたこの事業は、いわゆる

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 中塚（副委員長）	合併特例債と振りかえることによって、これはまたいわゆる起債の償還に係る一般財源の負担が軽減されるということでございます。全然投資的事業をやらないということなら、これは別でありますけども、やはり両町にとってもそれなりの建設事業、いわゆるハード施設の整備等をやらなくちゃいかんと思うんですね。 そういう、これは建設計画に上がってくるわけでありまして、その際にはやはり単独債の活用をこれまでやとったとすれば、それに振りかえて、特例債を上げていくということは結果的に償還に係る一般財源を少なくするということになりますから、これは財政のシミュレーションをしっかりと見ながら必要な事業はどんどんやっていくということが、私は得策であろうというふうに思うわけでございます。そういう範疇の中でこの支所庁とプラスこの保健・医療・福祉のサービス部門の整備については是非ともお願いをしたいし、住民にもそのような約束をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。 なおまた、現在、これは一昨日から県にお願いをいたしておるわけでありまして、今県におきましては但馬に但馬長寿の郷を作り、また今姫路にそういった播磨の郷になるかどうかわかりませんが、作ろうとしておるんですね。例のテクノの付近に作ろうとしておるんです。これはリハビリテーションを中心としたものを作ろうとしておるんですが、そこまで県がそういった地域のケアをするなら、今神崎郡全体で行っておりますその事務事業をやはり県としても何とか考えてもらうのが当然やないかという話を実は持ちかけておまして、何とかあつこの施設に町費をかけない形で今申し上げましたような施設整備が可能ではないかということで、今進めておるわけでございます。 したがいまして、我が町におきましても財政状況は極めて厳しい中でございますけども、そういった手法をとることによって両町が合併した場合の保健や医療・福祉をさらに充実させていく施策は当然必要でございますから、そういったことに対処しようという考え方でございます。 ありがとうございます。 ほかにご意見、ご質疑ございませんか。 どうぞ。 中塚です。 私は専門ではありませんけども、ご理解をいただきたいと思いま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	す。私はこの庁舎問題についてこう難しいとは思っておりませんでした。今まで先進町の例を見ましても、本庁舎の件で議論が難航したり、また解散になった例を多く知ってますが、今回はたった2町だけの問題で、しかも本庁舎をお願いしているところの町長さんからこのコメントがでることに対し、大変私は予想もしていませんでしたし、理解に苦しむところでございます。 私は、本協議会の基本理念であります「互敬互譲」という言葉が大好きでございます。また、この精神のもと会議に臨んでいるわけでございます。この合併期限が平成18年3月31日と1年延びましたが、この期限内にあらゆる面で知恵を絞って、また合併する町に与えられた特例をうまく活用してそのメリットで住んでいくことが新しい住民の幸せと考えております。また、それが私たちに与えられた責務と考えております。 私は、1月に実施されました合併を考える集落懇談会で、神崎町19集落、町長さん初め役場の幹部の皆さんとともに、同行いたして、住民の皆さんの要望並びに意見なり、一緒に考えを聞かせていただきまして、私なりにその感触をつかんできているつもりでございます。 そこで、町長は神崎町案として提出している内容のことを住民の皆さんに説明をいたしまして、皆さんから了解も得、また町長に任す、任すからしっかりやれと激励の言葉も多くありました。その中で、全集落とも何の異存もございませんでした。 以上のことから、私は神崎町案並びに今町長がご説明申し上げたことに皆さんにご理解を賜りたいと、このように考えています。 それと、1つ言えることは、既存の施設を利用するということが一番費用も少なく済むんですが、これは理想論でありまして、参考資料に出して、出ておりますように、神崎町の現役場は昭和35年5月に建設され、今で44年になります。これが、何か震度5に耐えられないという判定も受けておりますし、これも今震度5の地震が来れば崩壊してもおかしくないような施設でございます。この施設を使用するということは、私は適当でないと考えておりますし、しかもこれが平成18年4月1日に潰れているとして、建て直せばこれは住民に大きな負担をかけて、かえって住民のマイナスになると考えております。 だから、神崎町案出しておりますこの病院の隣、このケーブルテレビの局舎の東側の町有地ですね、そこへ役場と病院との連携を取りながら、病院の機能を十分活用しながら、ここへ保健・福祉の設備を建ていただければと、このように考えております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	以上でございます。 ほかに、町長あるいは事務局も含めて、何かこの際尋ねたいことがあったら。 どうぞ、松原さん。
松原委員	済いません。神崎町の松原です。 先ほど大河内の町長さんの方からお話しありましたように、基金の件なんですけども、私はうちの町長あたりからいろいろ聞いておりますけども、うちはほとんど基金なんかもないと思い、大河内につきましてはある程度基金はお持ちでしょうか。
立石（委員長）	これは町長が答えてもらえますか。財務、担当の方に。
三谷（総務課長）	大河内町総務課の三谷でございます。財政の話がありましたんで、私の方からお答えさせていただきたいと思います。 まず、基金もそれぞれ目的を持った基金がありますんで、恐らく今話題に上がっているのは財政調整基金のことだと思いますんで、その点についてのお答えさせていただきたいと思います。 大河内町につきましては、財政調整基金は１５年度末で３億１，０００万円ほどですか、一応１６年度で取り崩しする予定が１億７，０００万円ほどになりましたんで、１６年度末では大体１億９，０００万円ぐらい、ほど、１億５，０００万円ほどでね、ほどの予定になる分でございます。 あとは、実際１６年度中、これからいろんな補正をしていきますんで、この６月の定例会の段階での１６年度末の基金の残高というのは大体１億５，０００万円か６，０００万円ほどという見込みであります。 以上です。
立石（委員長）	よろしいですか。
松原委員	神崎町。
立石（委員長）	参考までに神崎町もひとつお願いします。 どうぞ。
松原（企画振興）	失礼します。神崎町の企画振興課の松原でございます。 急なお尋ねなんで、資料を持ってきておりませんが、神崎町におきましては１５年度末、この１６年３月３１日現在で約１億１，０００万円でございます。
立石（委員長）	同じトーンで報告してもらおうとしたら、１６年度取り崩しなしでか。
松原（企画振興）	１６年度は取り崩しなしで。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	15 末は1 億1 , 0 0 0 万円。
松原（企画振興）	16 年はなしです。
立石（委員長）	ああ、そうですか。
	基本的には16 年取り崩しなしというふうに、現時点では理解して
足立（会長）	ます。
立石（委員長）	取り崩しますけど、積み上げてますから。
	ああ、積み上げてね。はいはい。差し引きまあまあとんとんとい
松原委員	く、そういう結果の。
立石（委員長）	先ほど足立町長さんのほうからパソコンの統合の話聞きました、か
松原委員	なり大きな。
立石（委員長）	ごつい話ですわな。
松原委員	話のような気がいたしますんでね、そういうんであればいいんです
立石（委員長）	けども、それではちょっと、参考までに聞かせていただいたところで、ありがとうございます。
立石（委員長）	生田さん、前から手挙げて。
生田委員	どうぞ。
	大河内の生田です。
	今、足立会長さんの話を聞いておりますと、福祉関係ということに
	なれば、だれしも反対する者おりませんし、今福祉と言えは企業の言
	うりストラと同じようにそれがひとり歩きしていると思うんです。
	確かに必要なことだと思うんですけども、私は神崎町の今の庁舎は
	建てかえ、私の考えでは建てかえしなくてはいけないうらなとは私
	は思うとったんですけども、それに対する福祉関係というあれが物す
	ごようけ出てますんで、それで果たして我々、庁舎のことについては
	確かに私は理解できるんですけども、福祉、福祉という美名のもとに
	行われようとしてるそのことは、神崎病院が手狭だということでこれ
	だけの事業ができないからこういうことをするんだという、それは説
	明をるる聞いてましたらなるほどなるほどと思うんですけども、こん
	な言い方したら町長さんに悪いんですけども、パーキンソンの法則を
	思い出してしまって、これを県がここまでするから、我々もこうい
	う、こういこうというこの行政、パーキンソンの法則にはまってしま
	ってるんじゃないかと。それは必要なことなんで、だれしも反対する人はないと思うんですけども、こんな私らみたいに一素人の前でこれだけのことをやるんやということを言われても、我々にしては、財政が厳しくて合併して何とかしていこうといようなときに、わざわざわざわざこういう借金は負うてまでしていこうというのには、住民感情

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	としては非常にひっかかりが出てくるんやね。だから、大河内の方でいろんなことがあったり、また私もそういうことは出るだろうなと思うておったとおりのことになっております。 だから、合併特例債を使って、それは借金を借って、せんなんことはせないけれども、果たして今の時点でこれだけのことをせんなんかどうかということになると、一住民として理解の範囲を超えてしまうから、何だかんだとこういう問題が出てくるんだと思います。だから、できるだけ既存の設備にということで、役場の設備は使えとは言いませんけど、病院がどうなってるのか私も素人でわかりませんけど。だから、そういうようなことを踏まえて、最終的にはこれだけのことをされるんだろうと思うんですけども、果たしてそれで一般住民が納得するだろうかというのは、私はちょっと疑問やって、今日は絶対聞かなと思うとったんですけども、最初にそういう話が出たということと大河内町の方でプーイングが出たというようなことでありましたんで、だれしも思うことは一緒やなということで、思うたんですけども。 確かに、福祉と言えはそれは結構なことだれしも反対する者ないと思うんですけども、一応借金があればあるだけで、あればその担保になっとるんは我々住民の税金が担保になっとると思いますんで、住民感情としてはちょっと待てよということになったんだと思うんですけどね。 質問というんでなしに、私も思っておりまして、今日ちょっと意見を言わせてもらったんですけども、確かに会長さんの話聞いておりますと、それは確かにこうなってこうなってこうなるんだろうと思うんですけど、ひょっとしたらパーキンソンの法則に当てはまってしまうんちゃうんかなと思ったりして、非常に恐怖感があるわけなんですけど、庁舎に関しては確かに古い、私ら素人が見ても古いと思いますんで、その設備はいいと思うんですけど、この併設の設備については、私らど素人の前で出されるよりも、新首長さんや新議会の方で話された方がいいんじゃないかなと個人的には思っております。 質問じゃありません。私の思うてることです。 他にありませんか。 かなり時間が経過しとんですが、もう一人だけ、何かこれだけは聞いておきたいということがありましたら。 はいじゃ、当初予定をいたしておりました時間よりやや5分ほど早いんですが、町長にいろいろとお聞きするというのはこれぐらいにい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員 立石（委員長） 多田委員 立石（委員長）	たしまして、実はいろいろと自分の思い、ご意見を述べていただきました。このことは実は次回から皆さんの討論という形、大げさですけども、十分意見を言っていてやっていく分野の話に一部今日は入り込みましたけども、次はそういった具体的な取り組みをやっていきたいなと、こういうふうに考えております。 そんなことで、次の委員会いつか、まだちょっと決まってはおりませんが、事務局とも今日の整理も含めて調整をしまして、次の議会の検討項目のぶつけ方について相談して、またお知らせをしていきたいと思います。 まず、もう一言つけ加えて言いますと、いわゆる庁舎の位置と配置、そして一番今問題というよりも基本線を出しておかなあかん部分は、本庁舎、そして支所という形、それと本庁舎、分庁舎という組み合わせ、これは機能の集約あるいは業務の分散という形の中で随分支所方式にするのか分庁方式にするのか、収容する中身が随分と変わってまいります。そういうことも含めて、その機能をどう配置するかというのが一つの基本になった上での検討になろうかと私は思っております。そういったことも含めまして、ひとつ次回に備えて十分ご検討いただきたいと思います。 これで、まず協議会を閉じたいと思いますが、事務局、何か連絡事項。 どうぞ。 その庁舎の位置の問題についてですけど、今それぞれ町長からお考えを述べていただき、我々お聞きしたんですけど、そういうようなものを次回資料としてなるべくもらえるようお願いしたいんですけど、いかがでしょう。 今まで……。 そうでないと、今各委員さんが持っておられるのは、第2回目の委員会に出された神崎町の案と、2つの現庁舎の資料だけだろう。その後若干変わってますので、やはりそれにあった資料で議論を進めていただく方向で。 ありがとうございます。 そういう発言の趣旨でございますんで、今まで蓄積してきた資料にあわせて最近のちょっと変わりつつある方向性も交えた中で、新しい資料として次回には提出をしていただくように事務局の方をお願いをいたしておきます。これでよろしいですか。 ありがとうございました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長） 立石（委員長）	何か、連絡事項。 委員長、よろしいか。 どうぞ。
上野（副会長）	直接今日の委員会の議題とは違うんですけども、私のスタンスがいろいろご心配をかけとると思うんです。それで、この間大河内の議会ではちょっと今後の方向について一般質問に答える形で述べさせてもらいましたんで、今日神崎町さんもたくさんいらっしゃるんで、今どういうふうな方向で考えとるかということをご報告させてもうたらないかなと思うんですけども、いいですか。
立石（委員長）	この場所ですか。 簡単に、簡単にね。
上野（副会長）	そしたら、済いません。当初、法定協設置に当たっては、私は法定協の中で合併の是非も検証したい、そういうふうに申し上げております。それで、当初この新町建設小委員会の中で、４月１６日の小委員会の中で、財政計画含めた新町建設計画の成案を９月として、１０月には集落懇談会で説明する旨のスケジュールが示されておりました。ですから、私はその１０月の集落懇談会を経て最終的な判断を下すべきというふうに考えておりましたけれども、継続協議になっていますけど合併目標期日が１７年１１月１日、そして４月２８日の第４回合併協議会、電算システムの取扱いが協議され、そして本当につい先日、電算システムの構築に１４カ月がかかること、それで費用が６億円から７億円の多額の経費がかかるということで、業者のプレゼンテーション依頼を６月に行い、発注契約を７月にしなければ間に合わないというふうなことが示されました。 ですから、私が当初思うところではいけないということで、早急に政治的判断を求められてるというふうに認識をいたしております。しかし、最大限住民説明、住民合意は図りたいということで、今この間の町長会議でもしたんですが、４点にわたって今資料を作ってもらっております。新町建設計画に基づく財政シミュレーションはできませんけれども、おおかたそれに似たやつ、今回の三位一体改革を加えたシミュレーション、それから今日も質問がありましたけども、一般会計、特別会計含めた基金あるいは１５年末の基金の状況、１６年末の見込み、そして借金、起債残高、そういうものの整理、それから今後必要な施設の維持、改良のそういう資料、それから両町非常に多くの観光施設がありますんで、その観光施設の運営形態と運営状況、特に決算報告に基づく貸借対照表とかそういうもの、そういうも

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	のの整理というような資料を作ってくださいということで、もうほとんどでき上がるのではないかなというふうに思ってます。 それで、私はうちの議会での意見交換、そして区長会での説明あるいは各種団体等会議での説明と議論、そういうものを経て最終的な決断をしたい、そういうふうに思ってますんで、よろしくお願いをいたします。 ですから、早急にできるだけ早い段階でそういう、神崎町さんから見たら何しとんやという、思われるところをはっきりとさせたいと思ってますんで、よろしくお願いいたします。 それでは、時間参りました。 事務局の方も特に連絡を必要とする事項、今のところはないようでございますんで、これで会議を閉じたいと思います。 今日は大変蒸し暑いところをたくさんの傍聴の方もおいでいただき、皆さん精力的に検討していただきまして、まことにありがとうございます。 本日はこれにて閉会させていただきます。どうもご苦労さんでした。